## 第15回会議録 さしがや保育園アスベスト健康対策等専門委員会 会議録

- 1 日時 平成19年3月19日(月) 午後7時~午後8時35分
- 2 場所 サークル室(文京シビックセンター12階)
- 3 出席者 専門委員会委員 内山巌雄委員長、名取雄司委員、永倉冬史委員、前田峰子委員、 松平隆光委員、今井桂子委員、森英記委員

専門委員会幹事 大角男女協働子育て支援部長、大黒保健衛生部長、太田資源環境 部長、奥山施設管理部長

区職員 久住保育課長、石原保健予防課長、高橋環境対策課長、中村施設 管理課長、佐藤保育係長、豊田主査

## 4 配付資料

資料第 16 号 第 14 回専門委員会で出された意見とその対応

資料第 17 号 「さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱」(案)とその基本となる考え方(案)

資料第18号 アスベスト健康対策実施要綱第12条についての対応

資料第19号 文京区立さしがや保育園アスベスト健康対策実施要綱(案)

## 5 会議進行

心理相談・健康リスク相談・健康管理手帳発行の実績について

保育課長 心理相談・健康リスク相談・健康管理手帳発行の実績について前回の委員会の 後の心理相談・健康リスク相談としては、3月3日に予定していたが、申込者がい なかったため中止となった。なお、3月31日の職員を対象に実施する。健康管理 手帳発行の実績については、その後2名の保護者からの申し込みがあったので、 合計55冊になった。

保護者関係者説明会等で出された意見及びその対応について

委員長 資料第 16 号、第 14 回のアスベスト専門委員会で出された意見とその対応については、4 つの意見が出されている。事務局から説明願いたい。

保育課長 専門委員会設置要綱第 4 条の専門委員の再任については、連続 2 期まで再任されることができ、一度退任した委員が再任されることができる内容に修正して欲しいという意見があった。法務担当である文書担当と相談した結果、「再任」とは「連続して委員を務めること」という意味である。一度委員を辞めた後に再度就任することは「新任」となる。そのため、現在の要綱の条文の内容に、指摘の趣旨は盛り込まれているので、現在の条文を変更する必要はないものと考えている。次に、健康対策実施要綱(案)については、区職員の場合は、労災や公務災害の適用が優先されると考える。この考え方が明確になるよう修正をすべきである、

とのご指摘をいただいた。このことについては、第 10 条以外の健康対策は、文京区職員も対象となるものであり、指摘の内容を反映するために、第 10 条第 2 項として「2 前項の規定にかかわらず、アスベストばく露を受けた文京区職員に係る関連費用の負担は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定による補償又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の規定による保険給付のうち関連費用の負担に相当するものを受けることができるときは、行わない。」として新たに条項を加え指摘の趣旨が明確になるようにした。

次に、基本となる考え方に関する意見については 2 つの指摘をいただいている。 ひとつは、「今現在は疾患等の被害は出ていないので保護者が懸念するのは 40 年 50 年と経過するうちに『救済』の概念が薄れてしまうのではないかというこ とです。」という意見が出されたことから、「2 さしがや保育園アスベスト健 康対策実施要綱の基本的な考え方」の中に、「救済」という言葉を入れて文章を 新たに作成した。具体的には、第三段落に「関係者の方々の救済の立場に立ち、 誠意を持って対応してまいります。」とした。

最後に、第10条(費用負担)に対する「基本となる考え方」の内容として、 「関連費用の目安が保護者関係者に不利にならないよう、どのような考え方に立 つのかを明確にできないか。」という意見及び「判定は、専門委員会が実施する ことになる旨を明記する。疑わしい場合も含め専門委員会が判定を行う。」こと を明記すべきであるという意見についてである。これらの指摘の趣旨を反映する よう、第 10 条の「基本となる考え方」の説明内容に3点を加えた。具体的には、 「 本要綱は、裁判によらないで解決できる方法を想定しています。そこで、 「疑わしい場合」「発症が懸念される場合」は、診断書などを添えて事務局に申 し出ていただくことになります。事務局では早急に専門委員会を開催し専門委員 会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて関係者の方々の救済の 立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。また、たとえば、万一「肺が ん」が発症した場合も、本要綱第10条に規定する「疾患」ですから、診断書な どを添えて事務局に申し出ていただくことになります。事務局では早急に専門委 員会を開催し専門委員会に判定をしていただきます。区は、その判定に基づいて 関係者の方々の救済の立場に立ち、誠意を持って対応してまいります。 用の目安は時代によって変ります。そこで、「2 さしがや保育園アスベスト健 康対策実施要綱の基本的な考え方」で述べたとおり、関係者の方々の救済の立場 に立ち、誠意を持って、個別に相談しながら対応することとなります。そのため、 本要綱では、関連費用の目安を示さないこととしました。 文京区職員について は、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法を優先的に適用することに なります。これらの適用がない場合に、本要綱を適用することとなります。」こ

れらのことを加えることにより、関連費用については、「救済の立場に立ち誠意を持って対応すること」が明確になると考える。また、発症が疑わしい場合や肺がんなども専門委員会が判定を行うことが明確になると考える。

- 委員長 専門委員会の設置要綱を策定するときの議論の中でも、連続して委員になる場合は 再任であり、一度委員を辞めた後、新たに委員になる場合については、再任とは 言わないという議論があったと記憶している。この指摘については、事務局の指 摘どおりでよいことにする。
- 委員の再任問題には、了解した。ただ、関連費用の問題が引っかかる。知り合いの弁護士に話をしたら、さしがや保育園での問題は、区のほうで過失があるので賠償という表現にすべきでないかといわれた。この指摘から考えると、具体的には、資料第 16 号の 2 ページの の指摘のところで「補償等を得るまでに」という表現になっている。このところの記述を「賠償を得るまでに」という表現が正しいのではないかと考える。また、実際に問題が起きた場合の費用負担額をどのように決めるのかが明確になっていない。若年者が不利になるような算定方法は避けていただきたい。さらに、基本となる考え方に関する意見のところの のなかの「個別に相談しながら対応することとになります。」となっているが、個別にとはどのようなやり方になるのか、専門委員会との関係はどのようになるのかが明確ではないと考えている。個別に相談した結果、関連費用が低く抑えられてしまうのではないかといった疑問も残ってしまう。
- 男女協働子育て支援部長 賠償といった場合は、損害が発生し因果関係がはっきりした場合 に対象となる損害を賠償することとなる。一方、補償といった場合には、損害賠償では対象とならない、葬祭費などの支払いも支出の対象となる。補償のほうが 賠償よりも広い考え方に立脚していると考えている。
- 保育課長 賠償と補償の違いについては、参考としてお手元に資料を配付してある。一般的に、補償とは、損失、費用等を償って埋め合わせること。通常、損害等の発症の原因が適法行為によるものである場合に用いられる。また、天災その他の事故によって損害等を償う場合にも用いられる。前者の例としては、憲法 29 条 3 項、土地収用法 6 章、自然公園法 35 条など。後者の例としては、農業災害補償法、漁業災害補償法、労働者災害補償法など。次に、賠償とは、一般的には、他人に与えた損害を償うこと。法令用語としては、民法上の債務不履行又は不法行為に基づく損害の「賠償」や国家賠償法に基づく損害の「賠償」のように、通常違法な行為により他人の権利・利益を損害して与えた場合にその損害を補填するため金銭を支払うことを意味し、適法行為に基づく損害の補填の場合には、「補償」の語を用いることが多い。こうした一般的な用語の使い方から考えると、今回のアスベスト事故については、区に過失があると、これまでも認めてきていること

であり、弁護士の指摘の通り「賠償」とする性格のものであったと考えている。しかし、これまでも、この委員会で議論してきたとおり、「賠償」といった言葉を使用した場合、因果関係の立証責任が保護者や関係者の方に求められたり、葬祭費などの支給ができないなどのことが予想される。今回の要綱制定の基本的な考え方は、関連費用などの補償を得るまでに、大きな労力や精神的な負担がないように関係者の方々の救済の立場に立って対応することとしている。区は、誠意を持って救済の立場に立ち対応していくことになるが、万一、区の対応に不満があれば、保護者や関係者の方が裁判に訴えることもできるし、このことを制限しているわけでもない。こうした考えから賠償ではなく、補償や関連費用という用語を使用しているものである。

- 委員 損害賠償というと、過失相殺の考え方が入るのではないか。この考え方を取り入れるならば、たとえば、今回の問題で、悪性中皮腫が発症した場合で、ばく露児童が今後、喫煙をした場合、喫煙の影響と今回の事故の影響を勘案することになる。他の原因があると認めるときは相殺することになる。しかし、健康対策実施要綱の第 10 条では、悪性中皮腫が発症した場合は、よほどのことがない限り、今回の事故が原因であるとしている。そうした意味では、賠償よりも広い考え方に立っているのではないかと考える。
- 男女協働子育て支援部長 40 年後にどのような基準ができているか、現段階ではわからない。個別に相談をするというのは、その人の救済の立場に立って個別に対応するということである。被害者救済の立場から考えた。専門委員会には、客観性が求められるものであるが、基本的立場として救済の立場という内容を示している。
- 委 員 この委員会で継続した議論を聞いている人は理解できるのだが、委員会に出席して いない一般の保護者にも伝わるような内容のものにして欲しい。
- 保育課長 現在、今年度の委員会資料及び会議録を作成し、すべての資料をホームページで 公開する準備を進めている。今年度のこの委員会の会議録を継続してみていただけ れば、今議論している内容がより明確になると考えている。ホームページでの公開 はもう少し時間をいただきたい。
- 男女協働子育て支援部長 区が言っている補償というのは、あくまでも被害者救済の立場から 表現していると理解していただきたい。
- 委員 単語などピンポイントで読むといろいろ誤解が生じる。有利・不利の立場で読んでしまう。全体を通して判断すべきだと考える。また、個別に対応することについても、具体的な場面になれば、現実的にはたとえば弁護士を立てるなどをして、個別に対応することもありうるのではないか。
- 保育課長 万一、疾患が発症した場合は、個別に対応していくことが基本となる。そのときの 区の立場を「基本的となる考え方」に明示している。今回は、新たに「関係者の

方々の救済の立場に立ち」という表現を加えてある。

- 委員 保護者にここでの議論をしたことが伝われば良い。
- 委員 健康対策の要綱の第11条では、専門委員会は、前条各号の規定による判定を行う ための基準を定めるものとするとしているが、この基準は専門委員会が策定するの か、部会で検討して策定するのかがあいまいではないか。判定基準は医学的な専門 知識が必要なこともあり、実質的には部会での検討にならざるをえないと考える。
- 委員長 具体的な作業は部会での実施になると考えている。しかし、あくまでその判定基準 を確認するのは、専門委員会全体で行うことになる。そういう意味では、委員会の 責任は確かに重くなると考えている。
- 委 員 具体的には部会で作業を行い、全体で確認するということですね。
- 委員 専門委員会設置要綱の規定だが、第2条第1項第7号の判定に当たってと規定されているが、第6号の他の目的で撮影された胸部X線写真の読影と保管に関することも部会の検討事項に入れたらいいのではないか。
- 委員長 部会は専門家だけで検討する内容なので、第6号も第7号と同様に、検討内容に 入れましょう。
- 委員 また、第6条は、園児又は保護者からのアスベストに係る相談及び医学的事項に ついて検討するため、専門委員会に部会を設ける。となっているが、召集するのは 区長なのか、委員長なのか。
- 委員長 委員会の招集と同じように、委員長でいいのではないか。
- 保育課長 第6条と第7条はそのように修正します。
- 委員長 今後の日程について、保護者関係者の説明会をもう1度開催したいと思うが、日程的にどうか。委員の中で出られる人を1・2名お願いいたします。
- 保育課長 日程的には、4月の14日と15日でどうか。
- 委員長 両日とも午前ということで、開催します。

8時35分終了 以上